

(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業環境影響評価準備書
に対する津市長意見

1 総論

- (1) 本事業は、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策へ寄与する事業であるが、これらの目的達成のために災害や自然環境等を損なう影響があってはならず、また同事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得た上で地域と共生しながら事業が進められることが前提であると考えます。

このことから、今後、事業実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定）並びに三重県が策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（平成29年6月策定）に基づき、地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等からの意見に十分配慮すること。

- (2) 評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。また、動植物及び生態系など、本事業の実施に伴う経時的な変動が見込まれる項目については、必要に応じて事後調査の実施等も検討すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。

2 各論

- (1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音

ア 低騒音、低振動型の重機等を使用するとともに、チェーンソーなどによる樹木の伐採作業による騒音についても周辺環境への影響を最小限にするように努めること。

イ パワーコンディショナー等は、低騒音設計等の機器を選定するなど周辺環境に配慮すること。

(3) 水環境

仮設沈砂枡や調整池について、定期的な点検、浚渫等の管理を適正に行うこと。また、工事中において、台風や梅雨時期など集中豪雨が予測される場合は、予め点検頻度や浚渫を行う判断基準を定め、適切な頻度で管理を行うこと。

(4) 生態系

事業場における雑草等の維持管理について、環境影響評価準備書に示した「農薬等は使用せず人手での定期的な草刈りを実施すること」を確実に実施し、周辺環境への影響がないように適正に管理すること。

(5) 景観

本事業が実施される区域及びその周辺の豊かな自然景観は、四季を通して彩り豊かな森林景観が見られる本市の貴重な景観財産であることから、太陽光発電設備の設置に当たっては、周辺の景観との調和に配慮できるよう環境影響準備書で示された景観に係る環境保全措置を確実に実施するとともに、「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

(6) その他

工事関係者の通勤車両及び小型車両の通行路について、想定される主な経路として市道石亀川下山線を使用する計画となっていることから、津市立大三小学校の児童及び地域住民の支障とならないよう十分な安全対策を講ずること。